

## 都型学童クラブとは？

東京都学童保育連絡協議会

2010年1月、東京都は、「『10年後の東京』への実行プログラム2010」を発表しました。この実行プログラムの、「少子化打破」緊急対策として、「都型学童クラブの創設」が盛り込まれていました。

その中では「開所時間の延長や保育士等の有資格者の配置を基本とする都型学童クラブ（仮称）を創設し、登録児童数を11,000人増加」と謳われていました。

以下は、「都型学童クラブ」の概要です。

- 東京都独自の補助制度により運営を支援し、19時以降まで開所時間を延長するなど、サービス向上に積極的な民間事業者の参入を促す。
  - ・株式会社やNPO法人など多様な実施主体の参入を促進。
  
- 2007年の基礎調査（東京都福祉保健基礎調査報告書「東京の子どもと家庭」）では、18時以降の保育のニーズが40%を超えているのに、18時以降の開所施設は、全体の20%。学童保育の時間延長が進んでいない。学童保育の時間延長を促進するために、新たに東京都独自の制度を創った。
  
- 下記の必須条件を満たすものに補助する。
  - ①通常は19時以降までの開所、学校休業日は8時から19時まで開所すること
  - ②どの時間帯にも複数の指導員配置で、うち1名は常勤の有資格者であること
  - ③国のガイドライン（70名以下、1人あたり1.65㎡）を満たしていること
  - ④日曜祭日、年末年始を除く毎日開所していること（土曜日開所）
  - ⑤公設民営か民設民営であること（指定管理者も可）
  
- 「都型学童クラブ」の計画としては、3年間で6200人の入所児童の増員を図る。  
2010年度は、2000人（約50か所に相当）の増員。
  
- 既存の民営学童保育も「都型学童クラブ」の対象となる。但し、第二種社会福祉事業として届け出ている学童保育が対象。
  
- 公設公営が、夜間の運営のみを民間に委託するようなケースは補助の対象とはならない。
  
- モデルケースの試算では、40人規模で約800万円の補助を基準額とし、東京都が1/2（400万円）、市区町村が1/2（400万円）を負担する。東京都の予算額の総額は約8億円。

- 新たに小学校内へ設置する場合は、3年間の期間限定として補助率を引き上げ（都 1/2 → 3/4、市区町村 1/4）、小学校内設置への拡大を図る。
- 補助額は開所時間によって変わるものではなく、19時以降まで開所していれば同じ。但し、人数の区分によって補助基準額を定める。
- 有資格者の基準は、児童福祉施設最低基準第38条を満たすこと。
- 「都型学童クラブ」の対象を、「公設民営・民設民営」とした理由として、東京都は公設民営（38%）と民設民営（91%）を合わせて、約40%が保育時間の延長をしている。公設公営の時間延長は8%である。（2009年5月1日現在）  
また、東京都は「国庫補助基準額が低いため、民間参入は困難」であることを状況としてあげている。
- 「小学校内設置への拡大」については、保護者の80%が小学校内設置を望んでいるという調査報告（2007年）をあげている。
- オプション料金徴収等の判断は区市町村及び事業者の判断。18時以降に保護者から別途料金を徴収することもできる。
- お迎えや送迎については、実施主体の判断。
- 時間延長をすることで、現場には指導員のやりくりや勤務などで無理も出てくるし、子どもたちにしわ寄せがいくのではないかと懸念する声もあるが、東京都としては、無理のない範囲でやってほしいと考えている。
- 「都型学童クラブ」の創設で、東京の学童保育が民営になるよう誘導したいのかという指摘もあるが、東京都としては、学童保育の開所時間を19時まで延長してもらうのが一番の目的。公設公営と民営とを比較すると、開所時間の延長が進んでいるのは民営クラブが圧倒的に多い。限られた予算で効果を生むために、民営の学童クラブに補助を入れることとしたそうです。
- 「都型学童クラブ」以外の増設について東京都は、2010年度から2012年度までの3か年で学童クラブ全体の登録児童数を11,000人増やす目標をたてているそうです。
- 公設公営の学童クラブの時間延長について、東京都は実施主体である市区町村がやるべきことで、「都型学童クラブ」を見本に、延長保育が広がることを期待している。「都型学童クラブ」で民間学童クラブの延長保育が増えてくれば望ましい基準となり、公設公営でも19時まで開所する学童クラブが増えてくるであろうということです。